

■ 紋別港港湾計画の軽易な変更

— 港町地区の小型船船だまり計画の変更 —

紋別市建設部 港湾課

●はじめに

紋別港は、北海道北東部オホーツク沿岸の中央部に位置し、北部に自然岩礁の弁天岬、背後には西北方の風を防ぐ紋別山などの連山がそびえ、古くから天然の良港として漁船などの避難や物資輸送などに利用されてきました。本港の整備は、大正12年に紋別港修築工事に着手して以降、戦後を経て着実に進められ、昭和50年に重要港湾の指定を受けました。現在では、紋別市を中核とする網走地域の北部及び上川地域の一部を含むオホーツク中部圏域の産業・生活に関わる物流拠点として発展し、さらには、沖合・沿岸漁業の基地としての役割を担っています。

●紋別港港町地区の小型船船だまりが抱える課題と対策

紋別市の主要な産業は漁業、農林業などの一次産業と加工業等の二次産業となっています。紋別港の港町地区小型船船だまりは、沖合・沿岸漁業の基地として古くから利用されており、現在は地元漁船が主体として利用しています。当該地区からの水産品の陸揚げは、当港の農林水産品取扱貨物量の約9割を占めており、紋別市の基幹産業である水産業を下支えする重要な役割を担うエリアとなっています。

しかし、当該地区には港の整備初期に築造された施設もあり、近年、施設の老朽化の進行により安全な荷役環境が阻害されることが想定され、また、静穏性が高い潤内に船舶の利用が集中する状況により、非効率な荷役環境になっていました。

これらの課題の内、老朽化対策については、最も老朽化が進行していた港町地区第1船だまり西物揚場の改良から着手し、平成21年度の改良工事終了後から利用を再開しました。引き続き、昭和32年に完成して以降、既に60年以上が経過した第2船だまり西岸壁の老朽化改良を計画しました。

一方で、当該施設は水産品の主要な陸揚げ施設であり、20t未満船が頻繁に利用していることに加え、第2船だまりの静穏性が高いことによって100～300t未満船が休憩で利用しており、陸揚げの時間帯によっては利用が競合する状況が見られました。

このような状況について、老朽化改良を機に解消するべく、改良および利用の方針について施設利用者と協議を行った結果、係留対象船舶のすみ分けをすべきという方針が示されたことから、第2船だまりの利用船舶を20t未満船に限定しました。これに伴い、当該岸壁の計画水深を-4.5mから-4.0mに見直しが必要となりました。

100～300t未満船については、静穏性確保のために整備中である第1埠頭南波除堤の完成後に第1埠頭南岸壁へシフトをする予定となっており、これにより狭隘な潤内に船舶が集中するという課題について、一定程度の解消が図られる目途がついたところです。



●紋別港港湾計画の軽易な変更

今回の紋別港港湾計画の軽易な変更は、第2船だまり西岸壁の計画水深の変更(−4.5mから−4.0mに変更)と計画水深変更に伴う施設の名称変更(第2船溜西岸壁から第2船溜西物揚場へ)を行うべく、平成28年3月に開催した「紋別港地方港湾審議会」において諮問したところ、適当であるとの答申を受けました。これを受けて、港湾法の規定に基づき、港湾計画を国土交通大臣に送付するとともに、港湾計画の概要を告示しました。

●おわりに

今回の紋別港港湾計画の軽易な変更を経て、老朽化

が懸念されていた第2船だまり西物揚場の改良事業を進めることにより利用者の利便性が向上されます。引き続き、港湾施設の老朽化に対して適切な維持管理による延命化を図りつつ、必要に応じて施設の改良を行っていきたいと考えています。

また、現在紋別港の第3埠頭において木質バイオマス火力発電所を建設中であり、主燃料として紋別市や周辺町村からの林産余材(間伐材)と石炭、PKS(ヤシ殻)等の補助燃料の使用が予定されており、石炭、PKS等の輸入貨物の増加が期待されます。

今後も港湾利用の促進を図るべく、より利用しやすい港づくりを推進していきたいと考えています。